

登録教習機関に係る登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の公示規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 変更前及び変更後の登録教習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

変更前

東予交通株式会社 四国中央自動車学校 技能教習センター  
愛媛県四国中央市具定町 660 番地  
代表取締役社長 桂 高司

変更後

東予交通株式会社 四国中央自動車学校 技能教習センター  
愛媛県四国中央市具定町 660 番地  
代表取締役社長 桂 勝宏

- 2 変更する年月日

令和 7 年 3 月 7 日

令和 7 年 12 月 16 日

愛媛労働局長